

原村ファミリー・サポート・センター自家用車使用規程

（目的）

第1条 この訓令は、原村ファミリー・サポート・センターの提供会員（以下「提供会員」という。）又は提供会員の家族が所有等する車両（以下「自家用車」という。）を送迎に使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、より安心した活動環境を整備し、子育て支援の更なる充実を図ることを目的とする。

（所管）

第2条 この訓令に定める事務の取扱いは、原村ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という。）の所管とする。

（自家用車使用許可基準）

第3条 送迎サービスの提供に自家用車使用を許可する基準は、次のとおりとする。

- （1）使用する車両が、提供会員又は提供会員と同一世帯の者が所有若しくはリース会社とリース契約を結び使用している車であること。
- （2）送迎距離、公共交通の有無、依頼内容等を勘案し、センターが必要と認めること。
- （3）提供会員が直近1年間で複数回の交通事故を惹起していないこと。
- （4）車両が整備されたものであること。
- （5）次の種類の自動車保険に加入していること。
 - ア 自動車損害賠償責任保険
 - イ 自動車保険（任意保険）
 - （ア）対人賠償 無制限
 - （イ）対物賠償 無制限

（使用許可申請）

第4条 送迎に自家用車を使用する提供会員は、あらかじめ原村ファミリー・サポート・センター自家用車使用届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、センターへ提出しなければならない。

- （1）自動車検査証の写し
- （2）加入済自動車保険証券の写し
- （3）協力会員の運転免許証の写し

2 前項に規定する届の有効期間は1年とし、有効期間が満了する1か月前までに再提出しなければならない。

（遵守事項）

第5条 提供会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）飲酒運転
- （2）速度違反

- (3) 過労、居眠り運転
- (4) 駐停車違反、放置駐車違反
- (5) その他道路交通法及び道路運送法で禁止されている行為
- (6) 不正請求

(事故報告)

第6条 提供会員は、交通事故が発生した場合は、直ちに警察への報告等の対応をするとともに、センターへ事故内容等を詳細に報告しなければならない。

(免責)

第7条 送迎で使用を許可された自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。

(移動サービス事業者向け自動車保険)

第8条 送迎中の賠償事故および自家用車の損害については、センターが加入している移動サービス事業者向け自動車保険で対応することができる。

(届出の義務)

第9条 提供会員は、次に掲げる事項に該当したときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

- (1) 第4条に規定する届の記載事項や添付した書類に変更があったとき。
- (2) 送迎中に交通違反を起こしたとき。
- (3) 自家用車での送迎をやめるとき。

(許可の取消)

第10条 センターは、提供会員が第7条に違反した場合は、違反の態様に応じて許可の取り消しを行うものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、協力会員の自家用車の使用に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日より施行する。